第1 総則

交付等要綱に定める農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等 導入支援(以下別記1-2において「本事業」という。)の実施については、交付等 要綱に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

第2 定義

本事業における用語については、次のとおりとする。

- (1)農業支援サービス事業(以下「サービス事業」という。) 別表1のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業をいう。
- (2) 農業支援サービス事業体(以下「サービス事業体」という。) 別表1のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業を実施している者又は本事業を活用して実施しようとする者をいう。

第3 事業内容等

1 目的

農業者の高齢化等による離農が急速に進行する中、国内の生産水準を維持していくためには、スマート農業技術の活用等により農業現場における生産性向上を支援するサービス事業を利用できる環境を早急に整備することが必要である。このため、サービス事業体の新規参入及び他産地へ展開する場合のサービス提供に必要なスマート農業機械等の導入等を支援する。

2 事業構成

本事業における事業内容、補助率及び国庫補助金額の上下限額は、別表2に掲げるとおりとする。

第4 事業実施主体等

本事業における事業実施主体はサービス事業体とし、次に掲げる要件を満たす者とする。なお、本補助金による支援は、同一の事業実施主体につき、同事業を開始してから最大で2年とする。

- (1) 本事業に係る計画を的確に実施することができる能力を有する者であること。
- (2) 事務所が日本国内に所在しており、本事業の適正な執行に関する国からの指示に対して、速やかな対応をとることが可能な者であること。
- (3) 法人及び団体においては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。
- (4) 法人及び団体においては、本事業に係る経理その他の事務について、適切な 管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報 告書、収支決算書等(これらの定めのない民間事業者にあってはこれらに準ず

るもの。)を備えていること。

- (5) 法人等の役員等が暴力団員でないこと。
- (6)継続的なサービス事業の実施が見込まれること。

第5 補助対象経費等

1 補助対象経費

交付等要綱別表2に掲げる経費のうち補助対象となる事業費の範囲は、別表3に掲げるとおりとする。ただし、スマート農業機械等を導入し、及びリース導入する場合にあっての交付対象基準は以下のとおりとする。

(1) 共通

- ア 事業実施主体がサービスを提供するために必要なスマート農業機械等である こと。
- イ 本体価格が50万円以上(税別)であること。
- ウ 新品であること。ただし、農産局長が必要と認める場合は、中古農業機械等 (法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数(年単位とし、1年未満の 端数は切り捨てる。)が2年以上の農業機械等をいう。)も対象とすることができるものとする。
- エ 事業実施主体はスマート農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札等の実施又は複数の業者(原則3者以上)から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。
- オ 交付の対象となるスマート農業機械等は動産総合保険等の保険(盗難補償、 天災等に対する補償を必須とする。)に加入すること。また、適切な盗難防止対 策を確実に実施すること。
- カ 本事業で導入するスマート農業機械等に附帯するシステムサービスの提供者 が農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン (令和2年3月農林 水産省策定)で対象として扱うデータ等を取得しようとするときは、事業実施 主体(事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象 となる者。)は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約 を締結すること。
- キ 本事業では農機データについて、農業者等が当該データを当該農機メーカー 以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター、 コンバイン又は田植機を導入し、又はリース導入する場合は、API※を自社の web サイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環 境を整備しているメーカーのものを選定すること。
- ※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション 等を接続(連携) するために必要な仕組みのこと。
- ※ なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、農機データを取

得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、この要件 の対象にあたらない。

- ク スマート農業機械等の導入又はリース導入を行った場合は、交付等要綱第26 に定める財産管理台帳の写しを、農産局長に対して提出するものとする。農産局長は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中のスマート農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。
- ケ スマート農業機械等の導入又はリース導入については、「補助事業等によって 導入する農業機械の選定について(令和6年9月24日付け6農産第2268号農 林水産事務次官通知)」に定めるところにより取り扱うものとし、安全性検査の 対象となっている農用トラクター(乗用型・歩行型)、田植機又はコンバイン(自 脱型)のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについて導入し、又 はリース導入する場合は安全性検査に合格したものの中から選定するものとす る。
- (2) スマート農業機械等を導入する場合 スマート農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。
- (3) スマート農業機械等をリース導入する場合
- ア 申請方式については、事業実施主体とリース事業者との共同申請を原則とする。この場合の補助金は、事業実施主体が選定したスマート農業機械等の購入 を行ったリース事業者(共同申請者)へ支払うこととする。
- イ スマート農業機械等のリース期間は、事業実施計画の事業実施期間以上で法 定耐用年数以内とする。
- ウ リース料補助額については、次の算式によるものとする。

「リース料補助額」=

「リース物件購入価格(税抜き)」×補助率(1/2以内)

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

「リース料補助額」=「リース物件購入価格(税抜き)」×(「リース期間」 :「法定耐用年数」)×補助率(1/2以内) 「リース料補助額」= (「リース物件購入価格 (税抜き)」 – 「残存価格」) \times 補助率 (1/2以内)

- エ スマート農業機械等のリース導入に対する補助を行う農産局長は、本事業が 適切に行われるよう、事業実施計画の審査においては、リース事業者の財務状 況や過去の実績等の情報について共同申請者であるリース事業者へ照会するな ど、配慮するものとする。
- 2 補助対象外経費

次に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 国の他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費
- (2) 特定の個人又は法人の資産形成につながる取組に係る経費
- (3) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (4) 汎用性の高いものの導入(例:フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)に係る経費
- (5) 本事業終了後に毎年度必要となる資材の購入に係る経費

第6 採択基準

1 選定審査方法

事業実施主体の選定に当たって、農産局長が応募者から提出された事業実施計画等を審査・採点及び評価し、農産局長が設置する外部有識者等で構成される審査・評価委員会に諮るものとする。

- 2 採択方法
- (1) 応募者から提出された事業実施計画の採点は、別表4に示す審査基準に基づき行うものとする。
- (2) 応募者から提出された事業実施計画の採点は、別表5に定めるサービスの類型及び作業の種類等による区分(以下「区分」という。)ごとに行い、点数付けによる合計点数が高い順に採択順位をつけ、採択順位が高い順に採択するものとする。採択の方法について、予算の範囲内で全区分一律の最低採択順位を定め、区分ごとに最低採択順位まで採択する。なお、同一の点数を獲得した事業実施計画が複数ある場合には、国庫補助金額の少ないものから優先的に採択するものとする。
- (3) 農産局長は、前号の規定に基づく審査・評価委員会において指摘等があった場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した提出書類を提出させることができるものとする。なお、この場合にあっても、審査点数の加算は行わないものとする。
- 3 審査結果の通知等

農産局長は、審査・評価委員会による審査結果について、審査終了後、本事業

の応募者に対し通知するものとする。

第7 成果目標及び目標年度

1 成果目標

本事業の成果目標は、事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標とする。

2 目標年度

事業実施年度の翌々年度とする。

第8 事業実施手続等

- 1 交付申請書及び事業実施計画書の作成等
- (1) 事業実施主体は、交付等要綱第8に定める交付申請書及び様式第6-1号により作成した事業実施計画書に、必要事項を記入した様式第6-2号から様式第6-5号まで及び関係書類を添付し、農業機械専用運搬車を導入する場合にあっては様式第11号を併せ、様式第7-1号を添えて農産局長へ提出するものとする。なお、様式第6-4号の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックすること。
- (2) 農産局長は、(1) により提出された交付申請書及び事業実施計画について、 交付等要綱、この要領及び別に定める公募要領に照らして内容が適正であるか 確認を行うものとする。
- 2 事業の交付決定等

農産局長は、1の規定により提出を受けた交付申請書及び事業実施計画が適正 であると判断する場合には、交付決定を行うものとする。

なお、交付決定後に事業実施計画の変更を行う場合、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で取組内容等を変更することができる。

ただし、成果目標の変更及び交付等要綱別表2に定める重要な変更にあっては、 交付等要綱第14の規定に基づく変更等承認申請書の提出及びその承認を受けな ければならない。なお、重要な変更の承認に係る手続は1に準じるものとする。

- 3 事業の着手
- (1) 事業実施主体は、原則として、交付決定後に事業に着手するものとする。 ただし、事業実施主体の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急 かつやむを得ない事情による場合にあって、事業実施計画を農産局長に提出し、 事業の内容が明確となっており、かつ、補助金の交付が確実となったときに限 り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができるもの とする。この場合においては、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任と することを了知の上で行うものとする。
- (2)(1)のただし書の規定により交付決定前に事業に着手する場合においては、 事業実施主体は、様式第7-2号により交付決定前着手届を作成し、農産局長

に提出するものとする。

- 4 目標年度の前年度までの事業実施状況の報告
- (1)事業実施主体は、本事業の実施年度から目標年度の前年度までの間における成果目標の達成状況について、毎年度、翌年度の7月末までに、様式第8号により事業実施状況報告書を作成し、様式第9号と併せて農産局長に提出するものとする。
- (2) 農産局長は、(1) による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させる等、適切な改善措置を講ずるものとする。
- (3) 農産局長は事業実施主体に対し、(1) 及び(2) に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。
- 5 目標年度の事業実施状況の報告

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、目標年度の翌年度の7月末までに、様式第8号により事業実施状況報告書を作成し、様式第9号と併せて農産局長に提出するものとする。なお、目標年度における事業実施状況報告書には、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを提出するものとする。また、1の規定により提出した様式第6-4号の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について事業実施期間中に実施した旨をチェックし、併せて提出するものとする。

第9 評価等

評価等は次により行うものとする。

- 1 事業成果の評価及び改善措置の指導等
- (1)農産局長が事業実施主体から第8の規定による目標年度の事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業の成果の評価を行い、その評価所見を作成するものとする。
- (2) 農産局長は、(1) の規定により作成した評価所見を、農産局長が設置する評価委員会に諮り、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。
- (3) 農産局長は、(2) の規定により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。なお、農産局長は、事業実施計画に定めた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、様式第 10 号による改善計画を様式第 9 号と併せて報告させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更 又は評価の終了の改善計画を提出させ、妥当と判断される場合には成果目標を 変更し、又は評価を終了することができるものとし、成果目標の変更手続は、 交付等要綱第 14 の規定による計画変更に係る手続に準じて行うものとする。

- ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
- イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じて いる場合

2 報告又は指導

農産局長は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第10 その他

事業実施主体は、国の求めに応じ、サービス事業の発展に資するデータの提供等の協力及び事業効果の検証に協力するものとする。

別表1 (第2関係)

類型	サービス内容	備考
専門作業受注型	農業者の行う農作業を代行する取組	受委託契約の下で農作業を 代行するもの。
機械設備供給型	農業者が使用するスマート農業機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組	
人材供給型	作業者を必要とする農業現場に農作業を行う 人材を派遣する取組	
データ分析型	農産物(生育途中のものを含む。)、種苗、土壌 やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を 行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提 供する取組	
その他	上記サービス内容の複合型の取組	

[※]いずれの類型においても、農産物の加工・流通・販売に係るサービスは除く。

別表2(第3関係)

事業メニュー	事業内容	補助率
スマート農	サービス事業体がサービス事業の提供に必要となるスマート農業機械	1/2 以内
業機械等導	等の導入を支援するものとする。	(1事業実施主体当
入支援		たりの上限額は1,500
		万円とする。)

別表3 (第5関係)

費目	対象となる事業の種類 及びメニュー	内容	注意点
機械費	スマート農業機械等導入支援	・サービス事業を実施するために 直接必要なスマート農業機械等の 導入又はリース導入に係る経費 ・サービス事業を実施するために 直接必要な農業機械専用運搬車の 導入又はリース導入に係る経費	・本要領別記1-2第5に掲げるとおり。 ・農業機械専用運搬車の導入又はリース導入は、本事業必で実施するサービス事業業をであって、本業機械を高スマート農業機械をに導入する場合に導入する場合に導入する場所を表した。とする機構を有するものとする。

- (注1) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。
- (注2) 上記の経費であっても以下の経費にあっては認めないものとする。
 - 1 事業実施に直接関連のない経費
 - 2 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
 - 3 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - 4 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額※

(※補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)

- 5 傷害保険等任意保険の加入に要する経費
- 6 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品、物品等の購入及びリース・レンタルに 要する経費
- 7 他の国庫補助金を受けた又は受ける予定の経費
- 8 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない 経費
- (注3) 補助対象となる農業機械専用運搬車の要件

残存耐用年数期間において以下の要件を満たすものとする。

- 1 適正な管理のため車体に本補助金の名称(「スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業」)を明示すること
- 2 運行記録、業務日報など業務の用に供していることを証する書類を整備すること
- 3 保管場所が事業所(個人の場合は自宅等)となっていること
- 4 当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「事業使用」となっている又は他用途に使用しないことを宣誓する書面を整備すること

※本事業の目的を妨げない限度を超えて使用されていたことが確認された場合は、補助の対象外とする。

なお、農業機械専用運搬車で補助の対象となる経費は、車体に係る経費のみで、オプション・付属品(カーナビ、リアカメラ等)、自賠責保険、自動車税等、車検等の検査・登録手数料、タイヤ交換代、オイル・ガソリン代・電気代、諸手続費用は補助対象外とする。ただし、サービス事業の実施のために行うスマート農業機械等の運搬において必要となる荷台のカスタマイズ等については除く。

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち 農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援審査基準

審査項目及び点数配分は以下のとおりとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は採択 しないものとする。

- ・ 過去3か年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定取消を受けたことのある応募団体(共同団体を含む。)の場合
- ・ 審査項目1において審査委員の過半から0点の採点を受けた場合
- ・ 審査の合計点数が 10 点に審査委員数を掛けた数以下の場合

	I	1
審査項目	審査項目の詳細	点数配分
1 事業 の実現可 能性	・事業計画に記載の取組について、実現可能性の点から妥当かどうか。 ・事業としての発展がどの程度期待できるか。 ・構成組織・人員等の面で実現できるような体制は整っているか。	実現可能性 ある…20 点 おおむねある…10 点 ない… O 点
2-1 農へ度項 度項 12に 12に 13に 13に 13に 13に 13に 13に 13に 13に 13に 13	・サービス事業の展開により、将来的により多くの農業者に対して生産性向上の効果を発揮できる成果目標を立てているか。	(1)サービス提供面積の拡大量に係る目標(審査項目2-2に該当しない場合) 200ha 以上…10 点 150ha 以上…9 点 100ha 以上…8点 90ha 以上…6点 70ha 以上…6点 50ha 以上…5点 40ha 以上…3点 20ha 以上…3点 10ha 以上…1点 10ha 未満…0点
2-2 農業現場 の(施設 園芸を対 象とする 場合)		(2) サービス提供面積の拡大量に係る目標(サービス提供先の農業者の過半以上のサービス対象品目が施設園芸の場合) 10ha 以上…10 点 9 ha 以上…9 点 8 ha 以上…8 点 7 ha 以上…7 点

		6 ha 以上… 6 点 5 ha 以上… 5 点 4 ha 以上… 4 点 3 ha 以上… 3 点 2 ha 以上… 2 点 1 ha 以上… 1 点 1 ha 未満… 0 点
3 新規事業への展ポイント	・既に何らかのサービス事業を行っている者のうち、これまでサービスに用いていた農業機械に加え、新たに別の種類の農業機械を用いて新規事業(ドローンを水稲の農薬散布サービスにのみ利用する場合を除く。)に取り組む場合。 ・これまでサービス事業を行っていない者のうち、新たに農業支援サービスを提供する取組(ドローンを水稲の農薬散布サービスにのみ利用する場合を除く。)を実施する場合。	該当する場合、5点
4 他 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・サービス事業の高度化に資する取組か。	事業実施主体が導入するスマート農業機械等が以下のスマート農業機械に当てはまる場合、15点・自動操舵農機(後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く。)・電動草刈機(自立走行式又はリモコン式のもの)・食味・収量センサ付コンバイン・収穫ロボット(カメラ・AIによる画像分析等により収穫の要否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット)・可変施肥機(ほ場マップ等のデータを参照して自動的に可変施肥を行う機能を有するブロードキャスタや田植機、施肥用ドローン等)・センシングドローン・事業実施主体が採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律(令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。)第7条第5項の規定に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事

業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合(※)、10点

本事業の申請に係るサービス事業が農業競争力強化支援法(平成29年法律第35号)第21条第1項及び第2項の規定に基づく事業参入計画の認定を受けている場合、5点

事業実施主体が導入するスマート農業機械 等が申請時点でみどり投資促進税制の対象 機械に該当する場合、5点

本事業の申請に係るサービス事業が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。)第39条第4項の規定に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合、5点

サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法第19条第1項及び2項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者が含まれている場合、5点

サービス提供地域において策定された地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。)に事業実施主体であるサービス事業体が位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合、5点

サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合、15点ただし、中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)の農業地域類型区分別基準指標において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。

※事業実施年度中に生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実である場合を含む。なお、この場合において、事業実施年度中に計画認定を受けることが確実であるとして加点され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。

サービスの類型及び作業の種類等による区分

- ・サービスの類型及び作業の種類等による区分は以下のとおりとする。
- ・事業実施計画の内容が複数の区分に該当する場合は、最もサービス提供面積の大きいサービス 事業に該当する区分を選択するものとする。また、サービス提供面積が全て同じ場合は、いずれ か一つの区分を申請者自身で選択するものとする。

サービスの類型	作業の種類等による区分
専門作業受注型	①耕起・播種作業の代行
	②施肥・防除作業の代行
	③収穫作業の代行
	④畜産作業の代行
	⑤その他作業の代行
機械設備供給型	⑥大型機械(トラクター、コンバイン、田植機)
	を含んだ供給
	⑦大型機械(トラクター、コンバイン、田植機)
	以外のみ供給
人材供給型	⑧自社で農業分野の作業を行える人材を育成
	し派遣
	⑨⑧以外
データ分析型	⑩データ分析サービスを実施

事業実施計画書 (スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入 支援)

1 事業実施	主体名															
2 事業実施	主体の	脚車	5													
2 事未关ル			人番号(法ノ	の場	合))										
		事	業実施主体	の所名	E 址	<u> </u>										
		_				所属・役	心 軸									
	代表者															
						氏名										
						所属・役	殳職									
	担当者					氏名	ı									
	12 3 13					電話番	:号									
						E-mai	ı									
3 取組内容																
サービスの類																
上問で「⑤そ 類型を複数選		合型	型」を選択し	.た場	今 (:	ま、該当	するサ	ービス								
規定で複数匹	:1)(V# 17. * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	だち ** の 豆 ハ ! ・ き	*******
実施要領別記 作業の種類等				•										※サービス事業の内容 は、最もサービス提供 該当する区分を選択す	面積の大きいサー るものとする。ま	-ビス事業に ŧた、サービ
II X V I EX	0.0		,											ス提供面積が全て同じ を申請者自身で選択す		ハーつの区分
サービス事業	の内容															
										J	以下	に該当する場	合は該	当している旨がわかるよう	のに記入。	
実施要領別記への展開に係									_	- 1-	てい	た農業機械に	加え、新	事業を行っている者のうり 新たに別の種類の農業機材 ビスにのみ利用する場合で	城を用いて新規事	業(ドロー
れ、詳細を記		- 1	, remain	ונפרטי	- "	ж- <u>п</u> те /	-,,	27		J	・こ 取組	れまでサービ (ドローンを	ス事業を	を行っていない者のうち、 農薬散布サービスにのみれ	新たにサービス	を提供する
).	他 9	る場合。				
実施要領別記 への貢献度」 のサービス対	の (2	-2	2) 「サービ	ス提	共分	先の農業	者の過	半以上	-			設園芸と施設 せて記入する		外のサービス提供先の割食	合及び、該当する	事業者名等
チェックを入											_ ,,	- 1,1371,73	- = 0			
事業完了予定	B															
		等を	直接用いて		ゴラ I						_	T.111.17		+ 17 + 17		
北海道	-		群馬県 埼玉県	-		富山石川		-	兵庫県 奈良県	-	_	香川県 愛媛県	-	鹿児島県 - 沖縄県 -		
岩手県	-		千葉県	-		福井		-	和歌山県	-	_	高知県	-			
宮城県	-		東京都	-		岐阜	県	-	鳥取県	Ŀ		福岡県	-			
秋田県	-		神奈川県	-		愛知		-	島根県	ŀ	_	佐賀県	-	サービスを提供する都	道府県数	0
山形県 福島県	-		山梨県 長野県	-		三重 滋賀		-	岡山県 広島県	-	_	長崎県 熊本県	-			
茨城県	-		静岡県	-		京都		-	山口県	Ė	-	大分県		北海道の総合振興局・		
栃木県	-		新潟県	-		大阪		-	徳島県	-	-	宮崎県	-	振興局		

- ・導入する農業機械等を**直接用いて**サービスを提供する都道府県に〇を記載すること。併せてサービスの提供地域がわかる資料(地図等)を添付すること。 ・北海道内でサービスを提供する事業者はサービスを提供する主な総合振興局・振興局を記載すること。

4 成果目標及びそれに付随する計画

以下に成果目標を記入すること。

	現状(〇年度)(※ 1)	事業実施年度(〇年 度)	〇年度	目標年度 (〇年度)	成果目標の目標値の根拠(※2)
(1)事業実施主体の提供するサービスを活用する農地 面積に係る成果目標(ha) (※3)					
成果目標(ha)の拡大量 (目標年度値-現状値)					

(参考)以下の(2)、(3)に、上記成果目標に付随する計画を記入すること。

	現状(〇年度)(※ 1)	事業実施年度(〇年 度)	〇年度	目標年度 (〇年度)	目標年度の計画値の根拠(※2)					
(2)事業実施主体の提供するサービスを活用する経営 体数に係る計画										
(3)事業実施主体の提供するサービスの売上げに係る 計画 (万円)										
「(3)事業実施主体の提供す 業で導入する農業機械を用										

5 総括表

	総事業費				
取組の種類	(円、税込)	国庫補助金 (円)	補助率	自己資金 (円)	備考欄
スマート農業機械等導入の取組	33, 000, 000	15, 000, 000	1/2	18, 000, 000	除税額30,000,000円 うち国費15,000,000円
合 計					

取組の種類	総事業費 (円、税込)	国庫補助金 (円)	補助率	自己資金(共同申 請者に支払うリー ス費用総額等) (円、税込)	備考欄	
スマート農業機械等リース導入の取組	18, 000, 000	7, 000, 000	1/2	11, 000, 000	除税額14,000,000円 うち国費7,000,000円	
合 計						

[・]備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合は 「該当なし」と、 同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。 ・リース導入の場合は別添1の機械リース計画書を添付すること。

6 道入・リース道入するスマート農業機械等

	O											
							合計価格 (円、税抜)		加算ポイントの該当			
	農業機械の名称	メーカー名	型式	取得予定年月	1 台当たり 導入価格 (円、税抜)	台数		うち国費 (円)	15点加算の農業 機械に該当	みどり投資促進 税制の対象機械 に該当		
							0		-	-		
							0		-	-		
ſ							0		-	-		

- ・見積書及び機械の機能が分かるもの(パンフレット等)を別途添付すること。
- ・「加算ポイントの該当」欄には、実施要領別記1-2別表4に定める導入機械に係るポイントに該当する場合に〇を記載すること。
- ・適宜、行を追加して記載すること。

・スマート農業機械等の導入については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について(令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官通知。)」に定めるところにより取り扱うものとする。該当する場合は導入予定の農業機械の取扱説明書、カタログ等に記載されている「型式名」を型式欄に記入し、農研機構のWEBサイトにある安全検査合格機の一覧(https://www.naro.affrc.go.jp/org/brain/iam/Test/)から、型式名が掲載されていることがわかるページを証拠書類として提出すること。

7 その他 (行政との整合性等)

実施要領別記1-2別表4に定める加算ポイントに該当する場合は、チェックを入れ、該当する旨がわかるように詳細を記入すること。

美施姜禎別記 一 2 別表 4 に正める加昇ホイントに該当する場合	S. 7 - 7 7 E.	いたのは、これは、これでは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに
①スマート農業技術の導入に対応するための生産方式の変革を行 う取組	ı	事業実施主体が採択決定通知日まで、もしくは事業実施年度中にスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合にその旨を記載。
②農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定	1	農業競争力強化支援法第21条に基づく事業参入計画の認定を受けている場合 にその旨を記載。
③みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定	1	本事業の申請に係るサービス事業がみどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合にその旨を記載。
④環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者へのサービス提供	-	サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者を含む場合にその旨を記載。
⑤サービス提供地域において策定された地域計画に位置付けられている又は協議の場に参加している	-	サービス提供地域において策定された地域計画に事業実施主体であるサービス事業体が位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合その旨を記載。
⑥サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している	-	・サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合その旨を記載。 ・ただし、中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」の農業地域類型区分別基準指標(※)において、中間無悪地域又は山間農業地域に分類されている地域のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。・平地と中山間地域のサービス提供先の割合及び、該当する中山間地の具体的地名を併せて記入すること。 ※肝(https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html)掲載の「農業地域類型一覧表(令和5年3月2日改定)」の第一分類で 「中間農業地域」=3、「山間農業地域」=4と区分されている地域を確認すること。

8 申請書類

申請書類チェックシートに記載のある、以下の書類を提出すること。ただし、申請書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、 以下に当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。複数ある場合は適宜行を追加して記入すること。

01. コンソーシアム等の規約等、02. 事業実施体制の分かる資料(必須)、03. 財務資料(必須)、04. 事業実施計画書(必須)、05. 見積書(必須)、06. 機械の性能がわかる資料(必須)、07. 機械リース計画書、08. 根拠データ(必須)、09. 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(必須)、10. 審査基準の加算ポイントに係る証拠書類、11. サービスの提供地域がわかる資料(地図等)(必須)、12. 申請書類チェックシート(必須)、13. 農業機械専用運搬車導入理由書、14. その他参考資料

書類名	URLの記入欄

サービス事業利用者一覧 (スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援)

※「サービスを利用する農業者等名」、「サービスを展開する農協等名」に利用者(予定者含む)を記載する場合、当該利用者との契約内容(状況)がわかるもの(契約書等) を添付すること。 なお、契約状況がわかる資料については、外部審査において妥当性の判断に用いられるため、「口頭で了解を得ている」、「これから口コミで拡大する予定」ではななく、可

能な限り、契約書や同意書等の具体的に契約することがわかる内容の資料とすること。

1 事業実施主体名

2 サービス利用者一覧(提供を予定している全員の情報を記載する)								
			提供サー	-ビス(必ず記載す	ること)			
No	サービスを利用する農業者等 名	内容(防除、施肥、収穫等)	対象作物	(A)サービスを 提供している現 状値面積(ha) (注5)	(B) サービスを 提供する面積 (ha)	(B) — (A) 面積(ha)	時間(h)	見込み
- 1						0		-
2						0		=
3						0		=
4						0		=
5						0		-
6						0		-
7						0		-
8						0		-
9						0		-
10						0		-
11						0		-
12						0		-
13						0		-
14						0		-
15						0		-
16						0		-
17						0		-
18					·	0		-
19						0		-
20						0		-

	(A)合計 面積(ha)	(B)合計 面積(ha)	(B) - (A) 面積(ha)	時間(h)	サービス 利用者数
計	0	0	0	0	
	(A)	(R)	(C)	(D)	(F)

- (注1)本事業による機械導入によって実施されるサービス事業の利用希望のある者を記載すること。 (注2)提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。 (注3)記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。 (注4)見込みの場合は「見込み」で〇を選択すること。 (注5)「(A)サービスを提供している現状値面積」欄には、既存のサービス利用者がいる場合のみ、事業実施前年度におけるサービス提供面積の実績を記入すること。

2 単位生太経由してサービフ太坦州する場合

3 辰	3								
		提供サービス内容							
No	サービスを展開する農協等名	内容	対象作物	(F)サービスを提供している現状値面積(ha)	(G)サービスを 提供する面積 (ha)	(G) — (F) 面積(ha)	時間(h)	サービス利用者数	見込み
1						0			-
2						0			-
3						0			-
4						0			-
5						0			_
6						0	·		-
7						0			-

	(F)合計 面積(ha)	(G)合計 面積(ha)	(G) —(F) 面積(ha)	時間(h)	サービス 利用者数
計	0	0	0	0	0
	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)

- (注1)本事業を農協等を経由して展開する場合は、農協等名を記載し、展開先の利用者数を記載すること。
- (注2)提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。 (注3)記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。

- (注3)記載欄が足がない場合は「見込み」で〇を選択すること。 (注4)見込みの場合は「見込み」で〇を選択すること。 (注5)「(F)サービスを提供している現状値面積」欄には、既存のサービス利用者がいる場合のみ、事業実施前年度におけるサービス提供面積の実績を記入すること。

4 サービスを提供している現状値面積合計(A+F)	計 0 ha	
5 サービスを提供する面積合計(B+G)	ਜ਼ੋ† 0 ha	
6 サービス利用増加面積合計(C+H)、平均((C+H)/(E+J))	ਜ਼ੋ† 0 ha	平均 #DIV/0! ha
7 サービス利用時間合計(D+I)、平均((D+I)/(E+J))	計 0 (h)	平均 #DIV/0! (h
8 サービス利用者合計(E+J)	計 0 者	

事業実施体制に関する書類 (スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうち スマート農業機械等導入支援)

〇年〇月〇日時点

			710 1111 111
1.	事業実施主体の概要(※)		
	名称		
	所在地		
	代表者		
	副代表者、役員等		
	事業年度		
	文本 及 従業員数		
	事業内容		
2 -	ナービスの概要(※)		
	サービス分類		
	サービス内容		
	サービス対象品目		
	サービス対象地域		
	サービス提供期間		
	サービスの最低利用期間		
3 3	料金・オプション(※)		
	基本料金単価		
	追加料金要件		
	その他サービス利用者が負担す		
	る主な料金		
	解約・違約費用等		
4.	サービスの提供開始までの手続	・期間、実施体制、サービス利用申込期限(サービス利用開始〇日前まで等)	
5. +	サービス利用にあたって農業者	等が実施すべき事項	
6. j	責任範囲・保証内容		
7 /□			
/ . 1木	7月月份守		
	問合せ先(※)		
	電話番号		
	受付時間		
	担当部署		
	メール、問合せフォーム等		

(注) ※を付したものは必須事項です。

代表者名 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート 所在地 連絡先 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業実施要領(令和7年 月 日付け6農産第 号農林水産省農産局長通知)別記1-2の第8に基づき以下のとおり、チェックシートの取組を実施します。 下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、事業実施期間中に実施する又は実施した内容について、□欄に✔又は■を記入してください。 (※)に該当しない場合は、□欄には/(斜線)を記入してください。 (5)廃棄物の発生抑制、 ^{申請時} (1)適正な施肥 報告時 (しました) (しました) 適正な循環的な利用及び処分 ※農産物等の調達を行う場合 □ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理 □ 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 □ 資源の再利用を検討 報告時 ^{甲請時} (2)適正な防除 (しました) **(6)生物多様性への悪影響の防止** 報告時 (しました) ※農産物等の調達を行う場合 □ 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討(再掲) ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 □ 生物多様性に配慮した事業実施に努める ※特定事業場である場合 申請時 (3) エネルギーの節減 報告時 (しました) □ 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 □ オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存 に努める □ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと ^{申誦時} (7)環境関係法令の遵守等 (しました) (照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の 利用等)を検討 □ みどりの食料システム戦略の理解 □ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討 □ 関係法令の遵守 □ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める ^{申誦時} (4)悪臭及び害虫の発生防止 報告時 (しました) ※肥料・飼料等の製造を行う場合 ※機械等を扱う事業者である場合 □ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める □ 機械等の適切な整備と管理に努める □ 正しい知識に基づく作業安全に努める <報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて> ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。 ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。 上記について確認しました → □

事業実施主体名

申請書類チェックシート (スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のう ちスマート農業機械等導入支援)

事業実施主体名		

※申請書類を送付する際に、このチェックリストで書類のチェックを行い、申請書類と併せて提出してください。

区	分	申請書類及び添付書類	注意点	チェッ ク欄
		01.コンソーシアム等の規約 等	コンソーシアム等を構成する場合、構成員、代表者、意思決定方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理方法、内部監査、事務手続に係る不正を防止する仕組み等が記載されているもの。	
実施体制	0	02.事業実施体制の分かる資 料	様式第6-3号について、サービス利用の手続きや実施体制等は必要に応じてパンフレットやフロー図を添付すること。	
巾川	0	03.財務資料	財務諸表等、事業実施主体の財務状況が分かるもの(原則として過去3か年分の財務三表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)や青色申告書の決算書、白色申告書の収支内訳書を提出。新規開業の場合は、新規開業以前の事業での実績がわかる資料を提出。新規開業に係る公的機関(またはそれに準じる組織)の証明があることが望ましい。)。	
	0	04.事業実施計画書	eMAFFにて申請する場合は、それをもって事業実施計画書の提出に替えることができるものとする。	
	0	05.見積書	5.見積書 経費の単価の設定根拠が確認できる複数事業者からの見積り(導入台数分・ 原則3者以上)を添付すること。	
	0	06.機械の性能がわかる資料	導入機械の性能がわかるパンフレット等の資料を添付すること。	
事		07.機械リース計画書	農業機械等をリース導入する場合は別添1の機械リース計画書を添付すること。	
業計画	0	08.根拠データ	・事業実施計画書に記載している数値(現況及び目標年の面積又、経営体数及びサービスの売上等)の根拠が確認できるものを添付すること。 ・様式6-2号 農業支援サービス事業利用者一覧記載の利用者との契約内容(状況)がわかるもの(契約書等)を添付すること。	
	0	09.環境負荷低減のクロスコ ンプライアンス チェックシー ト	環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間 中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを添付すること。	
		10.審査基準の加算ポイント に係る証拠書類	実施要領別記1-2別表4の審査基準の加算ポイントに係る取組を行う場合はその証拠書類を添付すること(審査項目4に係る取組を行う場合は計画の認定がわかる書類を添付する 等)。	
	0	11.サービスの提供地域がわ かる資料(地図等)	サービスの提供地域がわかるように、サービスの提供範囲を囲うなどした都道府県地図を添付すること。	
	0	12.申請書類チェックシート	本チェックシートのこと。	
共通		13.農業機械専用運搬車導 入理由書	農業機械専用運搬車を導入する場合は様式第11号を添付すること。	
		14.その他参考資料	事業実施計画書等の内容を補足する資料がある場合は、必要に応じて添付すること。	

- 注1) ◎印の付いた資料については必ず提出して下さい。
- 注2) 申請内容等の確認のため、必要に応じて、農林水産省から追加の資料を求める場合があります。

(リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組用)

機械リース計画書

(スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの立上げ 支援のうちスマート農業機械等導入支援)

年 月 日

農産局長 殿

【事業	実施:	主体	名】
	大ルじ-	ユー /ナ`	$^{\prime}$

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

₹

住所

電話番号

【リース事業者名】

※導入する機械によって リース事業者が異なる 場合はリース業者毎に 作成してください。 フリガナ

事業者名

代表者名

₹

住所

電話番号

機械リース計画書を作成したので提出します。

- 1 リース計画に基づいて、次の取組を行います。
- 2 リース事業者がリース計画に違反した場合(リース事業者の責めに帰さない場合を除く。) 及び事業中止した場合には、リース事業者が農産局長に補助金を返納します。

円

- 3 本取組に係る補助金を、このリース事業者が指定する口座に振り込むことについて 合意します。
- 4 リース料補助申請額
- 5 取組の内容 別添個票のとおり。

個票(リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組用)

機械リース計画書 (No.○)

リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組

	機種名			数量	台
対象機械	型式名				
刘家懷彻	現有機の有無 (有の場合:能力・取 得年月・台数など)				
リース期間	開始日~終了日(氵	% 1)		~	(年)
グーク知间	リース借受日から〇年間(※2)				(年間)
リース物件購	入価格(税抜き)				(円)
	うちオプション分			(円)	
残存価格(リ	ース期間終了後の死	浅価設定)			(円)
リース料補助	申請額				(円)
リース諸費用	(金利・保険料・済	肖費税)			(円)
うち税相当分				(円)	
機械利用者負担リース料(税込み)					(円)
リース物件保管場所					
リース事業者	名				

注1:※1及び※2については、いずれかを記入すること。

注 2: リース補助申請額は、A、Bのいずれか小さい額を記入すること。 A:[リース物件購入価格(税抜き)]×(リース期間/法定耐用年数)× 1/2以内

B:([リース物件購入価格(税抜き)]-[残存価格])×1/2以内

注3:複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成すること。

注4: 添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等(全社分)
- ② その他農産局長が必要と認める資料

 番
 号

 年
 月

 日

農産局長 殿

事業実施主体名 所 在 地 氏 名

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの 立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援の事業実施計画の申請について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業実施要領(令和7年 月 日付け6 農産第 号農林水産省農産局長通知)別記1-2の第8の規定に基づき、関係書類を添えて申請する。

(注) 関係書類として、様式第6-1号から様式第6-5号までを添付すること。

 番
 号

 年
 月

 日

農産局長 殿

事業実施主体名 所 在 地 氏 名

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの 立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援の交付決定前着手届について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業実施要領(令和7年 月 日付け6 農産第 号農林水産省農産局長通知)別記1-2の第8の規定に基づき、下記条件を了承の上、交 付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内のあらゆる損失等は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

様式第8号(第9関係)

事業実施状況報告書 (スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械 等導入支援)

提出先:								
1 事業実施主体名								
2 成果目標の達成状況								
事業実施主体の提供するサービスを活用する農 地面積に係る成果目標(ha)	事業実施前年度 (〇年度)	事業実施年度(〇 年度)	〇年度	目標年度(〇年度)	事業実施状況報告 年度(〇年度)の 達成率(%)			
成果目標に係る年度ごとの目標値								
成果目標に係る年度ごとの実績値								
拡大量(目標年度実績値-事業完了前年度実績 値)(ha)]						
4 添付資料								
・「2 成果目標の達成状況」に記入した成果目標達成状況の値に関する根拠資料を添付すること。 ・目標年度における事業実施状況報告書には、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを添付すること。								
5 事業の進捗状況及び成果目標の達成状況に対する評価								

番号年月日

農産局長 殿

 事業実施主体名

 所 在 地

 氏 名

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの 立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援の事業実施状況報告書(〇〇年度)の提 出について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業実施要領(令和7年 月 日付け6 農産第 号農林水産省農産局長通知)別記1-2の第8の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- (注) 1 関係書類として、様式第8号の事業実施状況報告書を添付すること。
 - 2 実施要領別記1-2の第9による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、あわせて報告すること。

農産局長 殿

事業実施主体名 代表者氏名

改善計画(スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援)

○○年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援において、当初の事業実施計画における目標の達成に向け、下記の改善計画を実施しますので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及びそれを解決する上での課題
- 3 事業の実績及び改善計画 (改善計画は1か年の計画とし、本事業の事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

			事業実施後の状況					改善計画		
	区分	指標	目標値(年)	事業実施 前年度 (年)	事業実 施年度 (年)	1年後 (年)	2 年後 目標年度 (年)	達成率	○年目 (年)	達成率
成果目標	事業実施主体の 提供するサービ スを活用する農 地面積に係る成 果目標 (ha)	農地面 積 (ha)								

- 注) 改善計画に2年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。
- 4 改善方策 (事業内容の見直しも含めた、課題解決に必要な方策を具体的に記述すること。)
- 5 改善計画を実施するための推進体制

 番
 号

 年
 月

 日

農産局長 殿

事業実施主体名 所在地 氏名

農業機械専用運搬車導入理由書

次により、農業機械専用運搬車の導入を行うので、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業実施要領(令和〇年〇月〇日付け6農産第〇号農林水産省農産局長通知)別記1-2の第8の規定に基づき、関係書類を添えて申請する。

- 1. サービス事業の実施に当たって、農業機械専用運搬車の購入が必要不可欠な理由
- 2. 補助事業における当該農業機械専用運搬車の具体的な使用内容
- 3. 導入を予定している農業機械専用運搬車のメーカー名等

メーカー名	農業機械専用運搬車	車名	排気量	新車・中古車の別
	の種類			(残存年数※)

- ※残存年数は、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数を記載すること。
 - (注) 1 当該農業機械専用運搬車の見積書あるいはカタログ等を添付すること(採択を受けた後、購入する車種を変更しようとする場合)は、必ず事業申請先に相談することとし、事前相談なく見積書等と異なる農業機械専用運搬車を導入した場合には、補助対象外とする。
 - 2 事業実施計画の変更等により事後に補助対象経費に加えることは認めない。